

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第176回 春節前後における中国国内のコロナ対策措置

2021年の正月明けに、河北省、北京市、吉林省、黒竜江省等で新型コロナウイルスの感染爆発が相次いで発生しました。さらに、今年は2月11日から始まる春節休暇が近づくにつれ、大量の帰省者により感染が拡散する懸念が日増しに高まっており、中国の各級政府は改めて防疫措置を強化しています。これにより日系企業およびその従業員にどのような影響があるか、また留意すべき点について、今回解説いたします。

◇社区において防疫措置が拡大執行されたケース

河北省の固安県では、1月11日に新型コロナウイルス感染者が1人出ると、この患者の居住する社区（団地）のリスクレベルがただちに「中リスク地域」に引き上げられた。固安県のその他の地域は依然低リスク地域のままであった。

ある企業の責任者を務めるL氏（北京市に居住）は、1月9日に固安県に出張していたが、中リスク地域に立ち入ることはなかった。上記の感染者が出現した後、L氏の自宅のある社区がビッグデータ技術によりL氏が固安県を訪れたという行動歴を発見すると、L氏はその後14日間の自宅隔離を要求された。

ところがL氏が詳細を調べたところ、北京市政府の要求として固安県内の低リスク地域を訪れた者にも自宅で隔離させるという措置はないことがわかり、社区の要求には法的根拠がなく、社区が独断で設定した制限措置であったことが確認された。L氏は交渉の末、社区の隔離要求を退け、その後の外出制限も受けなかった。

◇最近公布された国内各地・国外からの移動に関する防疫措置と留意点

1. 省をまたぐ人の移動について

人の移動によってもたらされる感染拡大を抑制するため、国務院は1月初めに「帰省をなるべく自粛し、今いる場所で春節を過ごす」ことを提唱しました（強制ではなく、また帰省を意味する中国語は「返郷」で、帰省先は農村地域を指し都市部は含まない）。

しかしながらこの提唱は、地方政府レベルに到達するまでに少しづつ強制的な要求に変えられ、「帰省は一律認めない、戻れば即14日間の隔離とする」というものとなって民衆の大きな不満を引き起こしました。日系企業でも、自社の従業員が帰省から戻った直後からは出勤できず、会社の正常な運営に影響を及ぼすことへの懸念が抱かれました。

これに対し、国務院は1月31日、地方政府による誤った執行方式は是正すべきである旨を明確に発表し、北京市以外の省市が取る防疫措置においては、以下の要求を順守すべきであるとしました。

- (1) 省外からの帰省を禁止してはならない。
- (2) 帰省した人員に対する集中／自宅隔離の措置を実施しない。
- (3) 低リスク地域から都市部へ省をまたいで移動する人員にPCR検査を受けさせない（感染者、濃厚接触者、医療従事者等は除く）。
- (4) 省内の低リスク地域から帰省した人員に対し、PCR検査証明の提示を求めない（感染者、濃厚接触者、医療従事者等は除く）。
- (5) 省内の別の地域から帰省した人員に対し、健康モニタリングを行わせない。
- (6) 健康モニタリングの期間を随意に延長してはならない。

→これらにより、企業の従業員が隔離措置を受ける可能性は大幅に引き下げられています。それでも条件に該当しない人員に対する地方政府からの隔離要求を受けることがあれば、国務院の上記要求に基づき交渉することが可能です。

また、特に北京市においては独自のより厳しい規制措置が執行されており、1月28日から3月15日までの期間に適用される措置は以下のようになっています。

(1) 国内の低リスク地域の居住者（北京周辺地域から市内に通勤している者を含まない）が北京に入る場合、7日以内に受けたPCR検査の陰性証明を提示しなければならない。

(2) 北京に到着後、14日間の健康モニタリングを行い、7日目、14日目に1回ずつPCR検査を受ける。健康モニタリングは隔離とは異なり、その期間中も外出でき、政府の要求に応じて自身の健康状態を観察し、適時報告すればよい。

→社区から上記の範囲を超える要求が提示された場合、社区が法的根拠なく独断で実施した行為である可能性が高いといえます。

2. 国外からの中国入国について

(1) 北京市では現在、入国者に対し「14+7+7」の管理措置を実行している。

●北京市の空港からの入国者は、集中隔離(14日) +集中／自宅隔離(7日) +健康モニタリング(7日)

●国内のその他の国境ゲートからの入国者は、21日間が経過してから北京に入った後7日間の健康モニタリングを実施し、21日間が満了する前にすでに北京に入ってしまっている場合は、集中／自宅隔離(7日)と健康モニタリング(7日)を追加する。

(2) 他省でも「14+7+7」の管理措置を採用するところが増えつつある。

◇日系企業へのアドバイス

新型コロナウイルスの局地的な感染爆発は、突発性や予測不可能性が高いため、中国の各級政府が取る防疫措置も隨時変更される可能性があり、適切に対応するためには、隨時最新の措置や動向を把握している必要があります。また、この1年来にわたる防疫措置の調整、整備を経て、PCR検査は今では中国各地の防疫措置における中心的な要素となり、きわめて手軽に低コストで受けられるようになっているため、必要に応じて早めに検査報告を取得し、活用することをお勧めいたします。

《蘇州・江蘇省》

三房巷、生分解性樹脂に参入=年12万トン—江蘇省

6日付の中国紙、上海証券報(76面)によると、江蘇省江陰市に本拠を置く複合企業、三房巷集団の上場子会社、江蘇三房巷は5日、生分解性樹脂のポリブチレンアジペートテレフタレート(PBAT)の生産に乗り出す方針を明らかにした。

孫会社の江陰興佳塑化は、設備導入などに3億6000万元(約59億円)を投じる。PBATの年産規模は12万トンで、2期に分け建設する。第1期工場(年産4万トン)の工期は1年の予定。

同社は高純度テレフタル酸(PTA)やポリエチレンテレフタラート(PET)、ポリブチレンテレフタレート(PBT)を中心に手掛け、今回の投資を通じて需要が拡大するPBATの生産にも参入する。(上海時事)